

外来医師過多区域に関する補足説明資料

(事務局)

○ 出典

- ① 第8回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会 資料2（令和7年12月12日）
- ② 「外来医師過多区域に関する質疑応答集（Q&A）」について（その1）
（令和8年3月31日付け事務連絡（厚生労働省医政局地域医療計画課））
- ③ 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン ～第8次（後期）～」について（令和8年5月28日付け医政地発0528第1号（厚生労働省医政局地域医療計画課長））

1. 制度の対象である開設事前届が必要な診療所は何か

「新規の開業者のみを対象としています。」 … 出典②：Q53

「一般診療所に関しては、自由診療を含むすべての無床診療所が対象となる。歯科診療所に関しては対象となりません。」 … 出典②：Q54

（出典②）

Q26. 次の場合も開設事前届出が必要か。

- ・ 無床診療所の移転、又は仮移転 ・ 個人から医療法人の設立による新規開設
- ・ 有床診療所又は病院が無床診療所に変更する場合の開設
- ・ 短期間の無床診療所の開設
- ・ 企業内の無床診療所など一般人の診療に供する目的でない開設
- ・ 保健所、保健センターなど行政が開設する無床診療所の開設

A26. 医療法第7条第1項に規定する開設許可申請を行う場合又は医療法第8条に規定する開設届出を行う場合には、原則として開設事前届出が必要となりますが、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等（外来医師過多区域に係る無床診療所の開設（医療法）関係）について」（令和8年3月19日医政発0319第20号。以下「施行通知」という。）第二の3（1）①に示すやむを得ない場合においては、開設事前届出が猶予又は免除されます。

（参考：施行通知第二の3（1）①）

- (1) 外来医師過多区域における無床診療所の廃止が予期されなかったものである場合であって、その開設者以外の者が当該無床診療所の所在地で直ちに無床診療所を開設しようとするについてやむを得ない事情があると当該無床診療所の開設地の都道府県知事が認める場合

- (2) 都道府県その他の行政機関の求めに応じて外来医師過多区域において無床診療所を開設しようとする場合であって、当該無床診療所を開設する日の6月前までに開設事前届出を行うことができないことについてやむを得ない事情があると当該無床診療所の開設地の都道府県知事が認める場合
- (3) (1)・(2)のほか、外来医師過多区域において無床診療所を開設する日の6月前までに開設事前届出を行うことができないことについてやむを得ない事情があると当該無床診療所の開設地の都道府県知事が認める場合

(出典②)

Q 2 8. 届出が不要とされる「やむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

A 2 8. 親が開設していた無床診療所について親の死亡により子が急遽承継する場合等、予期せず前任の開設者が不在となり、事業承継が必要となった場合等を想定しています。なお、事業承継が終わった後に届出を求めるとともに、その「やむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合」に該当する者を「届出をした者その他厚生労働省令で定める者」とした上で、通常のフローのとおり、必要に応じて協議参加の求め・要請・勧告・公表等を行うことを想定しております。

2. 制度の目的、内容等は何か

「医師偏在是正向けた総合的な対策の一つ」 … 出典①：31頁

「外来医療に係る医療提供体制の確保」 … 出典③：タイトル

「現時点で不足している外来医療機能に関する検討」 … 出典③：31頁～32頁

3. 指定する区域はどのような区域か

「都道府県知事は、二次医療圏であって、厚生労働省令で定める基準を超える区域がある場合において、当該二次医療圏のうち、特に地域外来医療を確保する必要がある区域があると認めるときは、当該区域を外来医師過多区域として指定し、公示するものとする。」

「外来医師過多区域については、厚生労働省令で定める基準によって候補となる二次医療圏のうち、都道府県において、外来医師が特に多い地域を指定するものであり、候補となる二次医療圏の中に、人口あたり医師数や可住地面積あたり診療所数が特に高い市区町村や地区がある場合には、当該市区町村や当該地区を指定することも考えられる。」 … 出典③：21頁

(出典②)

Q 8. 外来医師過多区域の指定は、国が示した候補区域全てではなく、二次医療圏よりも小さい単位で指定してもよいのか。

A 8. 都道府県は、厚生労働省が提示した候補区域のうち、外来医師が特に多い地域を指定するものであり、候補となる二次医療圏の中に、例えば、人口あたり医師数や可住地面積あたり診療所数等が特に高い市区町村や地区がある場合には、当該市区町村や当該地区を指定することも考えられます。

「都道府県において当該地域で不足している医療機能が限られている場合は、その他の医師不足地域での医療の提供を要請内容に追加頂くようご検討をお願いします。

例えば、ドクターバンク・全国マッチングへの登録を求めたり、外来医師過多区域内の市区・医師会等と医師少数区域等の市町村・医師会等とでの提携・調整を求めたりすることが考えられます。」… 出典②：Q 1 5

4. 指定後の区域変更はあるのか。

「基本的には、医療法第 30 条の 6 第 1 項の規定に基づく 3 年ごとの外来医療計画の見直しに合わせて、外来医師過多区域の候補区域を更新する予定です。」… 出典②：Q 1

「外来医師過多区域の候補区域内から外来医師過多区域を変更することは可能です。また、外来医師過多区域の指定により、当該区域外に局所的な診療所開設の増加等が生じた場合には、指定区域を変更することも考えられます。」… 出典②：Q 3

5. 区域内の新規開業者が協力しなければならない期間は開業後いつまでか

出典①～③に記載が見当たらない。

6. 協力を求める内容に複数の選択肢がある場合はどうなるか

(出典②)

Q 2 1. 地域で不足する医療機能や医師不足地域における医療の提供内容について、複数の選択肢がある場合に、そのうちいずれか一つを担えば要件を満たすとするのではなく、複数（例えば 2 つ又は 3 つ）を担うことを必須とし、残りは任意とする運用は可能か。

A 2 1. 可能です。都道府県において、協議を踏まえた上でご判断ください。

7. 協力を求める内容のマッチングはだれが行うのか

出典①～③に記載が見当たらないが、開設事前届に記載する必要があるため、新規開設者が自らマッチングを行うものと思われる。

京都府が「新規開設者が提供する不足する医療機能の問い合わせ先一覧」のような資料を作成して公表する予定とされている。

8. 遠方の医師少数区域に協力する場合、出張費用の補助などはあるか。

出典①～③に記載が見当たらない。

9. 協力しない者に対して不利益処分が課されるのか（不服審査の対象となるのか）

「開設自体を妨げる趣旨の措置ではないため、開設事前届出が未提出等であることをもって、開設許可申請又は開設届が当然に不受理となるものではありません。」

…出典②：Q 3 5

「保険医療機関の期限付指定については、6年の指定期間が付されたものを3年以内の指定期間に変更するものではなく、新規指定や指定の更新の際に、健康保険法第68条の2第1項の規定に該当する場合に、その指定期間を3年以内とするものであって、保険医療機関の開設や更新は可能であり、また次回の更新に制約を課すものではないことから、保険医療機関の権利を何らか制限するものではないため、不利益処分には該当しないものとなります。このため、不服審査の対象とはなり得ないと考えています。」… 出典②：Q 5 0

なお、出典①：33頁「要請等のフローイメージ（案）」には、

「（保険医療機関の）指定期間が3年の間、以下の措置を講じる例）

・医療機関名等の公表・保健所等による確認・診療報酬上の対応・補助金の不交付」

と記載されているが、

「・診療報酬上の対応・補助金の不交付」については、その後に発出された出典②、③に記載が見当たらない。